

平成27年9月15日

福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書の

意見書の提出期間の延長について

国土交通省大阪航空局及び九州地方整備局は、福岡市環境影響評価条例の規定に基づき、「福岡空港回転翼機能移設事業に係る計画段階環境配慮書」をとりまとめ、同配慮書及び要約書を公表し、環境の保全の見地からの意見書の提出を受け付けていましたが、提出期間について延長の意見があったことから、以下のとおり意見書の提出期間を延長いたします。

- ・ 当初の意見書提出期間 : 平成27年8月17日から9月15日まで
- ・ 意見書提出期間の延長期日 : 平成27年9月30日まで

《意見書の提出期限》

意見書の提出期限は、平成27年9月30日までです。持参、FAXによる提出は、9月30日の16時30分までとなります。また、郵送の場合は、9月30日の消印まで有効となります。

提出先（下記のいずれかに提出してください）

〒540-8559

大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号 大阪合同庁舎第四号館

国土交通省大阪航空局空港部空港企画調整課 宛

電話 06-6949-6469 FAX 06-6949-6218

〒812-0013

福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号 福岡第二合同庁舎

国土交通省九州地方整備局港湾空港部福岡空港プロジェクトチーム 宛

電話 092-418-3374 FAX 092-418-3060

《対象事業の概要》

- ・ 事業者の名称、代表者の氏名
国土交通省大阪航空局長 蒲生 猛
国土交通省九州地方整備局長 鈴木 弘之
- ・ 主たる事務所の所在地
大阪航空局 : 大阪府大阪市中央区大手前4丁目1番76号大阪合同庁舎第四号館
九州地方整備局 : 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号福岡第二合同庁舎
- ・ 対象事業の名称 : 福岡空港回転翼機能移設事業
- ・ 対象事業の種類 : 飛行場及びその施設の設置の事業
- ・ 事業実施想定区域 : 福岡県福岡市東区大字奈多字小瀬抜
- ・ 対象事業の規模 : ヘリコプター専用の運用施設の面積 約8ha